

令和6年度事業計画

I 令和6年度重点事業

1. 登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となるための対応

本年4月1日より施行された相続登記の申請義務化により、近年にないほどに相続登記が大きくクローズアップされており、我々司法書士に対する期待は計り知れないものである一方で、大相続登記時代において司法書士はその受け皿として相応しいのか真価を問われることになる。岐阜県では今のところ他業種の参入は見受けられていないが、民間事業者にとっては、この相続登記の申請義務化は一つの大きなビジネスチャンスと捉えられており、空き家問題を入口として自治体にアプローチを行い、「空き家の相続登記促進等にかかる連携協定」を締結する動きがある。この協定の中身は空き家問題を解決するためという名目ではあるものの、自治体のHPに当該民間事業者を提携先としてリンクを張り、最終的には自社又は関連法人のHPへ誘導して、登記申請支援を行うというものであり、このような民間事業者の行為は司法書士法違反に該当する可能性が高いことから、当該業者の自治体へのアプローチについて日本司法書士会連合会は警戒感をもって注視しており、具体的にアプローチがあった場合には、アプローチがあった当該単位会を通じて自治体に対して、司法書士法違反である可能性が高いことから協定締結を見送るように申し入れるとともに、逆に、司法書士会と自治体との間で空き家問題の解決に向けた協定を締結するよう提案している。

ただ、民間事業者と協定を締結した自治体がなぜそのような協定を締結したかという点に着目すると相続登記の申請義務化が開始するにあたり、司法書士は果たしてその受け皿として十分に機能するのか不安があったという背景があり、司法書士は期待をかけられている一方でその能力を不安視されている面もあることも素直に認めなければいけない。その根拠として、現状の登記の受任状況からこれ以上の業務の積み増しは難しいと考えている司法書士が一定数いるとの声も聞いている上に、司法書士そのものが近隣にいないことから登記を依頼することが難しい市民も存在することからもその不安視を裏付けている。

そして何よりも、相続登記の申請は遺産分割協議の結果を登記に反映させる最終工程であるが故に我々司法書士に対する市民の相続全般に関するイメージとしては単なる登記申請を代理する業者であり、税理士や弁護士が関与して成立した遺産分割協議を登記に反映させるだけの存在として認識されているに過ぎないということが、相続における司法書士の存在意義を低いものとしている原因であり、司法書士は大丈夫なのかと心配される一因でもある。

実際問題、本来相続を起因として対処しなければならない事象は登記だけではなく

様々な分野にわたっており、我々の業務をとっても、遺産分割協議への支援、空き家問題への関与、遺産承継業務や相続財産清算人などの財産管理人など相続にまつわる業務は多岐にわたるものの、それらに積極的に関与している司法書士は残念ながら少数派であるが、このような状況下においてスタートした相続登記の申請の義務化は、新しい層の顧客を生み出す可能性が高く、主な依頼元であった税理士以外からも業務が舞い込むことが想定される中で、それらの顧客に対して遺産分割協議の前段階から関与が必要となるケースが増えるとする、これまでと同様なスタンスで業務を行えば少なからず失望される危険があり、やはり、我々司法書士は求められるニーズにその業務内容も変容していかなければ期待に応えられない結果となることは目に見えている。

以上のことからこれからの司法書士として、登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となるために対応してくために、昨年度に引き続き、民法・不動産登記法の改正について会員への周知を行った上で、新たな財産管理人制度への対応や遺産分割協議支援を含めて、各会員が空き家、所有者不明問題のスペシャリストとなるべく環境整備を行う必要がある、このための研修事業や、新たな財産管理人制度に対応するための岐阜県司法書士会としての受け皿づくり、管理人の管轄となる地方裁判所との連携の模索、管理人の申立権者として期待されている地方自治体との連携構築活動などを行う。

2. 研修会への参加の徹底

ここ数年は新型コロナウイルス感染症が流行していたことからWEBを活用した研修会を開催するなどして会員受講機会を確保することを念頭に研修会の開催を行ってきたが、研修単位の取得状況を見ると岐阜県司法書士会は全国的に見ると令和4年度は最下位であり、5年度に単位取得率が多少増加したものの研修参加への著しく低い会である。会員の興味がある内容の研修会を提供することも必要ではあるが、倫理研修やその時その時で会員にとって必要であると考えた内容の研修会を開催しているため、このような状況は司法書士の資質の担保の面や研修単位の取得を軽視することが司法書士会への帰属意識の低下を招く結果に繋がっていることもあり、研修会への参加を徹底させる。

3. 相談事業の見直しと充実化

相談事業については、昨年から引き続き相談形式の検討と岐阜県司法書士相続登記相談センターとの兼ね合いを検討した上で、相談の受付から相談体制や面談方法などを精査して軌道に乗せられるよう進めて行く。

4. 持続可能な司法書士会運営

次の岐阜県司法書士会館をどのように確保していくかについては早急に方向性を決定し、再建するのであれば竣工までの工程表を作成しなければならないことから、会員

に対して方向性を示して理解を得た上で財源の確保を進めていくこととし、会館の在り方と合わせて、岐阜県司法書士会としてあり続けるために、組織を運営する人材の育成含めた応を行う。

5. 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

裁判のIT化の議論が大詰めとなっているが、今後は、裁判だけではなく、不動産登記申請、商業・法人登記申請のフルオンライン化や、公正証書、自筆証書遺言のデジタル化など、IT、DX（デジタルトランスフォーメーション）などのデジタル化は司法書士業務を行う上で注視しなければならない。このため、これらの情報を収集して分析を行う。

以上の重点事業を達成すべく、それに伴う事業を推進していく。

I 重点事業を達成するための具体的な事業

1. 登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となるための対応

- (1) 相続登記義務化への対応
- (2) 新たな財産管理人制度に対する対応
- (3) 地方自治体、法務局及び関連機関との連携
- (4) 遺産分割協議における支援業務への対応

2. 研修会への参加の徹底

3. 相談事業の見直しと充実化

- (1) 司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの活用方法の検討とその運用

4. 持続可能な組織及び会館運営への改革

- (1) 司法書士会館の在り方についての検討
- (2) 組織改革の検討
- (3) 研修会及び会議等体制の検討

5. 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

- (1) 裁判手続のIT化をはじめとしたIT、DXなどのデジタル化に対応する事業への対応
- (2) 不動産登記法の改正への対応
- (3) 商業・法人登記法の改正への対応

Ⅱ 継続事業

1 市民への法的サービスの提供事業

- (1) 法教育活動の充実

2 司法書士業務を充実する事業

- (1) 財産管理業務等への取組みの強化
- (2) 成年後見制度利用促進計画への対応

3 権利擁護事業

- (1) ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応